

■パブリックコメントの実施結果

○実施期間

令和7年11月4日（火）～令和7年12月3日（水）（30日間）

○ご意見をいただいた方の人数及びご意見の件数

・インターネット 1人 1件

（その他の方法によるご意見の提出はありませんでした。）

○ご意見への対応

- |                                 |    |
|---------------------------------|----|
| ① ご意見を踏まえて案の修正を検討するもの           | 0件 |
| ② 今後の参考にするもの                    | 0件 |
| ③ ご意見の趣旨や内容について、考え方を盛り込み済みであるもの | 0件 |
| ④ その他                           | 1件 |

○いただいたご意見の概要及び市の対応

番号	ご意見	市の考え方	対応
1	私は、かつて税金の滞納徴収員をしており、そこでの体験を基に意見を述べてみたい。個人経営者、給与所得者を除き、いわゆる収入が一定基準以下の人にかかる市県民税、国保税など源泉徴収されない人たちのことですが、実に滞納が多い。当時、研修で係の説明では、本人の手取りが少なくなるから、と説明受けたが、これ少し変ですね。「一応納付書は送るが払えなかったら払わないでいいですよ」と言っているようなもの。又、雇用主の手間を少なくするためなのか。今は、コンビニでも扱っているが、当時、債務者は、仕事中で銀行に行けない。日本人はもとより、アジア系の滞納者は、訪問しても“納税”などという概念は頭がない。「日本語ワカリマセン」を繰り返し話にならない。収入金額が低くても、源泉徴収にしなければ、いつまでたっても滞納が続くことになる。そして本人も払ってないという負い目を感じているだろ	ご意見として承ります。	④

<p>う。精神衛生上もよくない。</p> <p>納税課では、督促を必要とする人を抽出し、督促状を作成し、郵送しても、届けばゴミ箱行きです。未収金にかかわる職員数、事務量の多さ、また郵送代もばかにならない。当市から千葉県、税制を扱う官公庁へ、と、源泉徴収に改正されることを願っています。当局にこの文面を見せても構いません。なお、消費税は、期間限定といえ、廃止したら、無税でこの国にいることになるので、消費税は絶対に止めてはいけません。長い間の取り漏れは大変な額だと思う。納税者の倫理観にかかわらず、確実に納税されるよう、重ねて言いたい。『低所得者も天引きにするべき』以上</p>		
--	--	--